



仙台市リサイクル
シンボルマーク
「メビウスちゃん」



● 編集・発行 仙台市環境局廃棄物管理課
● 電話 022-214-8227

あなたとわたしの声をつなぐクリーン仙台推進員のコミュニケーション情報誌

- がれき撤去／倒壊の危険がある家屋の解体・撤去／臨時ごみ収集(有料)再開…………… 2P
- ぬれてしまったごみの収集／高齢者世帯等の震災ごみの無料戸別収集…………… 3P
- プラスチック製容器包装収集開始／自己搬入・粗大ごみ受付開始／震災廃棄物対策室開設等 …… 4P

この間、集積所に震災ごみで
ある粗大ごみ等を出されて、お
報告いただいています。

多くの町内会で、ごみ集積
所の巡回や、手作りポスターの
掲示などの取り組みをされたと
報告いただいています。

この間、集積所に震災ごみで
ある粗大ごみ等を出されて、お
報告いただいています。

多くの町内会で、ごみ集積
所の巡回や、手作りポスターの
掲示などの取り組みをされたと
報告いただいています。

家庭から出るごみの排出ル
ルにつきましては、三月十一日
の東日本大震災以来、変則的な
取り扱いとさせていただきます
の収集を行うことができるよう
になりました。

推進員・メイトをはじめ地域
の皆さま方には、変則的なごみ
の排出ルールの徹底のため、大
変ご面倒をおかけいたしました。
多くの町内会で、ごみ集積
所の巡回や、手作りポスターの
掲示などの取り組みをされたと
報告いただいています。

困りの町内会からご連絡を受け、
対応をさせていただいたことも
しばしばでした。

五月二日には、粗大ごみや臨
時ごみの収集を開始いたしまし
たので、集積所への不適正排出
は、大分減ったのではないかと
思います。ごみ排出ルールの
徹底のためには、今しばらく時
間がかかることも考えられます。
まだまだご迷惑をおかけする
とは思いますが、市民と行政が
連携をして、大震災以前にも増
した「きれいなまちづくり」に
邁進してまいりたいと思いま
すので、今後ともよろしくお願
いいたします。

家庭から出るごみの排出ルールは 一部を除き通常通りになりました。 ご協力ありがとうございました。

仙台メビウス通信第 51 号の情報は、5月2日現在のものです。ガレキの撤去や倒壊のおそれがある家屋の解体などの最新の情報などにつきましては、大変恐縮ですが、テレビ・ラジオ・新聞等報道機関からの情報にご注意くださいますよう、お願い申し上げます。

震災ごみ仮置場は5月10日に閉鎖しました。

3月15日から各区に1カ所ずつ設置されていた「震災ごみ仮置場」を閉鎖しました。仮置場に隣接するご町内の皆さまには、騒音・ホコリの飛散・交通渋滞等、大変ご迷惑をおかけしました。ご協力ありがとうございました。排出されたごみは、順次、処分場やリサイクル施設に搬出してまいります。本当にありがとうございました。

プラスチック製容器包装の 通常収集を始めました。

五月一日以降再開を目指していた「プラスチック製容器包装」の
定日収集は、四月二十五日から再
開いたしました。震災から一カ月
を超える長期にわたり、ご家庭に

おける保管にかかる啓発活動に、
ご協力ありがとうございました。

粗大ごみ収集(有料)の受付を 再開しました。

震災以来停止していた、粗大ご
みの収集受付を再開しました。な
お、地域毎の収集曜日はインター
ネット又は冊子「平成二十三年
資源とごみの分け方・出し方」で
ご確認ください。

● 申し込みは、粗大ごみ受付セン
ター 七二一・五三〇一へ

自己搬入の受付を再開しました。

ごみ焼却工場や埋立処分場への
自己搬入を、五月九日から再開
しました。それぞれ持ち込めるもの
は次のとおりです。なお今回の東
日本大震災で出た「震災ごみ」を
持ち込む場合は、り災(届出)証
明書の原本を提示していただけれ
ば、搬入手数料が減免になります。
【葛岡工場・今泉工場】燃やせるも

の(長さ八十センチ以下)・粗大
ごみ(長さ2メートル以下かつ柱
状のものは長さ二十センチ以下)

【松森工場】燃やせるもの(長さ
一・五メートル以下かつ柱状のも
のは長さ十センチ以下)

【石積埋立処分場】燃やせないも
の(ブロック・レンガ・瓦・ポー
ド類・ガラス製品・瀬戸物など、
長さ一メートル以下かつ重量三〇
〇キログラム以下)

環境局に震災廃棄物対策室を 新設しました。

五月一日から、環境局に新たに
「震災廃棄物対策室」を新設しま
した。がれき等の震災ごみは、地
震発生から一年以内に撤去し、三
年程度をめどに、全ての処理を完
了できるように進めてまいります。
がれきの撤去、倒壊のおそれが
ある家屋の解体・撤去、震災自動
車処理の概要は、二・三ページを
ご覧ください。

環境事業所のご案内

- 青葉環境事業所 277-5300
- 宮城野環境事業所 236-5300
- 若林環境事業所 289-2051
- 太白環境事業所 248-5300
- 泉環境事業所 773-5300

編集後記

◆早いものであの震災から2カ月。当日は全体研
修会の真っ最中。実は、会場の天井も一部破損した
のだそうですが、研修会場内でお怪我をされた方が
いなかったことが、せめてもの救いです。本当にお
疲れ様でした。(中西)

◆5月から推進員事業を担当することになりました
。今年は例年のように研修会を開く機会も少なく
なると思いますが、よろしくお祈りいたします。(佐藤)

津波の被害が大きかった地域において、ぬれてしまったごみの収集を行いました。津波の被害が大きかった地域において、町内会の協力のもと、



震災ごみ仮置場 (ニッペリア)

◆若林区
上屋敷地区・四ツ谷地区、藤田地区・笹屋敷地区・下飯田地区・今泉地区(一部)
※若林区の、荒浜地区・二本木地区・三本塚地区・種次地区・井戸地区・藤塚地区につきましては、家屋撤去に併せて粗大ごみを撤去する予定です。解体をご希望せず、事前に収集を希望される場合は、若林環境事業所(二八九・二〇五一)へご相談ください。

◆宮城野区
蒲生地区・中野地区・岡田地区
ぬれて使えなくなってしまう粗大ごみ等の一斉収集を、四月中に実施いたしました。今後対象地域でぬれてしまった粗大ごみ等が出る場合は、個別に対応いたしますので、住まいの区の環境事業所にご相談ください。

倒壊のおそれのある家屋の解体・撤去について
阪神・淡路大震災の時には、り災証明書の認定区分が「全壊」など、倒壊のおそれがある家屋を対象に、公費による解体・撤去が行われました。今回の東日本大震災でも、倒壊のおそれがある家屋の解体・撤去を仙台市が行えるように、国に要望を行っています。津波による被害が大きかった地区のがれき撤去などが進んでいます。四月二十二日から、津波による被害が大きかった地区で、がれきなどの撤去を開始しました。津波による被害が広域に渡っているため、長期にわたる予定です。今回実施しているのは、宅地内のがれき撤去です。なお、農地のがれき撤去は、経済局が担当して、別に実施さ

問い合わせは、震災廃棄物対策室 二一四・八六七九へ

れる予定となっています。被害が甚大で、家屋が全壊などとなった家屋内のがれきや粗大ごみなどの撤去は、後日、前述の家屋の解体・撤去の制度が制定された場合に、家屋の撤去と併せて行われる予定です。今回のがれきの撤去では、被災自動車の撤去・一次保管も併せて実施されています。また、がれきなどの撤去の現場で回収されたアルバムや位牌などは、後日、市民の皆さまに公開される予定です。●がれき撤去に関するお問い合わせは、津波がれき撤去専用ダイヤル(七二二・九七八八)へ●被災自動車のお問い合わせは、被災自動車専用ダイヤル(七二二・九六八八)へ

臨時ごみ収集(有料)の受付を再開しました。

震災以来停止していた、臨時ごみの収集受付を開始しました。なお環境事業所での収集はまだ再開しておりませんので、仙台市の許可業者にお申し込みください。

仙台市の許可業者は、担当区域により異なりますので、下表でご確認ください。

◆仙台市の許可業者

担当区域		許可業者
青葉区(宮城総合支所管内を除く) 宮城野区・若林区	概ね南町通・新寺通より北側の地域	仙台清掃公社 236-6543
	概ね南町通・新寺通より南側の地域	公害処理センター 289-6111
太白区(秋保総合支所管内を除く)		泉清掃協業組合 376-4753
泉区		宮城衛生環境公社 393-2216
宮城・秋保総合支所管内		

仙台市役所8階ホールで

被災者支援相談窓口が開催されています。

震災により被災した皆さまへの支援制度等に関する問い合わせやご相談に応じるため、4月から「被災者支援相談窓口」が開設されています。

環境局でも「ごみ・がれきの処理」「家屋の解体・撤去」に関する窓口を担当していますが、そのほかにも、さまざまな支援制度の窓口があります。

●場所=仙台市役所本庁舎8階ホール ●開設時間=午前9時から午後5時まで(面接相談の受付は午後4時半まで) ※土曜、日曜、祝日も開設。

●主な相談窓口=被災に伴う住宅・敷地の安全性/住宅の確保/住宅の建て替えや改修等/住宅の建設・購入等の融資に関する相談/災害により死亡された方のご遺族への弔慰金/重度の障害を受けた方への見舞金/負傷された方又は住居・家財に被害を受けた方への生活再建に必要な費用な資金/住宅が全壊、大規模半壊等の被害を受けた方の生活再建支援金に関する相談/母子寡婦福祉資金に関する相談/その他